

令和6年那審第13号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年2月13日00時57分僅か過ぎ
沖縄県下地島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 13トン
登 録 長 14.95メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 405キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年1月に進水し、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、同部右舷側に機関遠隔操縦装置を、同部左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた、そでいか旗流し漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和6年1月25日13時00分沖縄県牧港漁港の係留地を発し、同県宮古島東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、翌26日09時00分前示漁場に到着したのち、移動しながら操業を繰り返し、越えて2月11日02時00分沖縄県波照間島南方沖合の漁場を発進し、水揚げのため同県池間漁港に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の板間に腰を掛けた姿勢で単独で操船に当たり、池間漁港に向けて北上したのち、時間調整のため下地島北方沖合で漂泊することとし、翌々13日00時42分僅か過ぎ佐良浜港第1防波堤南灯台（以下「佐良浜灯台」という。）から274度（真方位、以下同じ。）5.5海里の地点で、漂泊予定地点に向け、針路を042度に定めて自動操舵とし、5.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

ところで、a受審人は、平素、GPSプロッターで水深を確認して目的地を選定した後、自動操舵に切り替え、目的地まで水深100メートル以深の海域を航行する針路を設定していたものの、当時、針路を設定する際、水深を詳細に確認しなかった。

00時52分僅か過ぎa受審人は、佐良浜灯台から283度5.0海里の地点に達したとき、下地島北方沖合に拡張するさんご礁（以下「下地島礁」という。）まで880メートルとなり、その後下地島礁に向首接近する状況であったが、水深に余裕がある海域を航行する針路を

設定したので、浅所に近づくことはないものと思い、GPSプロッターを活用して下地島礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、下地島礁に向首したまま続航し、00時57分僅か過ぎ佐良浜灯台から287度4.8海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、下地島礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船底外板に擦過傷、舵板に曲損等を生じ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、下地島北方沖合において、同沖合の漂泊予定地点に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、下地島礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、下地島北方沖合において、同沖合の漂泊予定地点に向けて航行する場合、下地島礁に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して下地島礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、水深に余裕がある海域を航行する針路を設定したので、浅所に近づくことはないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、下地島礁に向首接近する状況に気付かないまま進行して下地島礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月4日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也